

令和8年度大阪府認定職業訓練運営費等補助金の補助対象事業者の募集要領

※ 本事業は、令和8年度大阪府当初予算において、本事業予算が措置された場合にのみ事業化される停止条件付の募集です。そのため予算が成立しない場合には、いかなる効力も発生しません。

1 趣旨

大阪府認定職業訓練運営費等補助金（以下「補助金」という。）の効果的かつ効率的運用を進めるため、職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）の訓練内容・効果等を審査し、認定職業訓練を受ける労働者の職業能力の開発の効果がより高いと考えられる事業主等を補助対象事業者として選定する。

2 対象者

認定職業訓練を実施する事業主等で、大阪府認定職業訓練運営費等補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第2条に規定する者のうち、令和8年度に補助金を受けようとする者。

3 対象年度

令和8年度（対象訓練期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

4 事業計画書等の提出

補助金交付要綱に基づき補助金を受けようとする者は、大阪府知事に対し令和8年度に予定する訓練の概要、意義、目標等を記載した事業計画書（様式1）その他関係書類を提出する。

5 補助対象事業者の選定

（1）審査会

- ① 大阪府は、大阪府認定職業訓練審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会委員は職業訓練に関し識見を有する者を選任する。
なお、審査会委員と事業主等との間に利害関係が生じたり、事業主等から審査会委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、審査会委員の氏名等については事後公表とする。
- ② 審査会委員は、事業主等から故意（不正行為目的）に接触があった場合、知事に通報する。
- ③ 審査会の開催日は、令和8年3月上旬を予定とする。

（2）選定方法

- ① 知事は、補助金交付の効果の観点から、提出のあった全ての事業主等の事業計画書その他関係書類の内容を審査会に諮問する。
なお、審査に際して、審査会委員から審査内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該委員は審査に関与しないこととする。
 - ② 審査会は、知事の諮問を受け、事業計画書その他関係書類の内容を審議し、採点する。
・審査に際して、審査会委員から審査内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該委員は審査に関与しないこととする。
 - ③ 大阪府は、審査会の採点結果を集計し、以下の方法で補助対象事業者を選定する。
 - ・審査会の採点結果が高得点のものから順に補助対象事業者として選定する。ただし、満点中6割に満たない事業主等については補助対象事業者としない。
 - ・補助計画額（運営費、施設費及び設備費の合計）の総額が予算額を超える場合、運営費を優先した上で、予算額の範囲内で補助対象事業者を選定する。
- ※補助対象事業者に選定された場合においても、補助申請額の総額が予算額を超える場合等は、補助金の交付決定額を減額する場合等がある。

6 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、補助対象事業者の選定審査の対象から除外する。

- (1) 審査会委員に対して、直接、又は間接を問わず、故意（不正行為目的）に接触を求めること。
- (2) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 配点

配点は、下記のとおりとする。

(配点)

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 訓練の意義・ねらいについて | 20点 |
| (2) 訓練の実施内容について | 70点 |
| ① 訓練で習得できる技能について | |
| ② 訓練の手法について | |
| ③ 効果検証について | |
| (3) 訓練の実施主体について | 10点 |
| (4) 訓練の実績及び計画性について 減点方式 | 10点 |

8 選定結果の公表

選定の結果は、事業計画書の提出のあった全ての事業主等に通知する。

また、大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課のホームページで、補助対象事業者として選定された事業主等の名称を、審査会の概要とともに公表する。

9 捧助申請

補助対象事業者として選定された事業主等は、補助金交付要綱に基づく令和8年度分の補助金交付申請を行う。

なお、申請手続きについては、別途通知する。

(選定後のスケジュール概要)

- | | |
|----------|------------|
| 令和8年3月中旬 | 事業者の選定結果通知 |
| 令和8年3月中旬 | 交付申請の準備 |
| 令和8年3月下旬 | 交付申請書提出 |
| 令和8年4月1日 | 交付決定通知 |

10 募集要領の配布及び応募書類の受付

- (1) 配布期間 令和8年1月13日（火）～令和8年2月6日（金）
- (2) 受付期間 令和8年1月13日（火）～令和8年2月6日（金）
(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 受付場所 大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課（郵送による受付可、午後5時必着）
(郵送先) 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）24F
大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課産業人材育成グループ
電話：06-6210-9529（直通）
※宅配便等を使用される場合は、到着日時を確実に指定できない場合がありますので、
十分にご注意下さい。
- (4) 説明会の開催 日時：令和8年1月13日（火）午前10時から
場所：大阪府咲洲庁舎 44階 大会議室

- (5) 提出書類
- ①大阪府認定職業訓練運営費等補助金事業計画書（様式1）
 - ②訓練コースの概要その1（様式1_別紙）
 - ③訓練コースの概要その2（普通課程用）（様式2、様式2_別紙）
 - ④訓練コースの概要その2（短期課程用）（様式3、様式3_別紙）
 - ⑤補助事業実施計画書（様式4）
 - ⑥パンフレット等 参考資料（任意提出）